

名誉役員推薦規程

制定 1999年6月1日

改訂 2000年9月2日

改定 2013年7月28日

(目的)

第1条 公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下本連盟という）の定款第31条に基づき、本規程を定める。

(名誉役員)

第2条 名誉役員は定款第31条に定める名誉会長、顧問、参与とする。

- 2 名誉会長は本連盟の前会長であった者で、本連盟の重要事項について会長に意見を述べることができる。
- 3 顧問は本連盟の会長、副会長、専務理事であった者で、通算3期以上経験者と功労者の中から推薦し、会長および理事会の諮問に應ずる。
- 4 参与は本連盟の常務理事以上の者で、通算3期以上の経験者と功労者の中から推薦し、会長および理事会の諮問に應ずる。

(名誉役員の選任及び解任)

第3条 名誉役員の選任及び解任は、理事会において決議する。

(兼務の禁止)

第4条 名誉役員に就任した場合は、他の役員・委員を兼ねることができない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。